

# 令和2年度居住支援法人活動支援事業の概要

- 予定している活動項目（①～③）に応じて、**支援体制の整備（基本項目）**と**実績見込みの設定（加算項目）**により年度当初の交付決定額を一旦決定。（中間報告を踏まえて、最終的な交付決定額を決める予定。）
- 昨年度に補助金を受けた法人のうち、**執行率が80%以上**であった法人は、選定に係る事前審査を省略。それ以外の法人は、応募書類の提出及び提出書類の審査を経る必要あり。

＜補助上限額1,000万円※（補助率10/10）交付決定額の範囲で、実績に応じて補助金を交付＞  
 ※外国人向け居住支援を行う場合は、補助上限額1,200万円

## 基本項目【①は必須】

下記を実施するための体制が整備されていることが必要です

活動項目	事業内容
① 入居前支援 <b>【必須】</b>	相談窓口や訪問等による相談対応、不動産店への同行 等
② 入居中支援 <b>【任意】</b>	訪問等による見守り、緊急時の駆けつけ対応、生活相談や就労支援 等
③ 死亡・退去時支援 <b>【任意】</b>	死後事務委任、家財、遺品の整理や処分等

①～③の組合せパターン（4つ）から選択

パターン	上限額	パターン	上限額
①のみ	<b>200万円</b>	①・③	<b>250万円</b>
①・②	<b>300万円</b>	①・②・③	<b>350万円</b>

【上記上限額適用の要件】担当者（複数人の合計でも可）が週30時間以上勤務していること（週30時間未満は1/2）

## 加算項目※1【任意】

※1 応募法人数次第で、調整率を乗じる場合あり

① 入居相談解決 [上限530万円]

（入居した件数に応じて加算）  
 「解決件数」×「住宅の類型別の単価」（上限まで）  
 ●民間賃貸住宅（1件あたり10万円）  
 ●セーフティネット住宅（1件あたり12万円）  
 ●サ高住・有料老人ホーム（1件あたり1万円）等  
 ※一時宿泊施設・通所施設等は対象外

② セミナー、勉強会等開催・参加 [上限50万円]  
 ・活動地域内での連携を目的としたセミナーの開催等



## 特定加算項目【任意】

外国人向け居住支援 [上限200万円]  
 ・バイリンガル支援員等の雇用

## スタートアップ加算【基本項目上限額×1.2】

・法人指定後1年未満の法人を対象に、基本項目上限額に20%を自動加算

